

3月3日は 世界野生生物の日です



2013年12月、国連総会で
3月3日が「世界野生生物の日」に制定されました。



**WORLD
WILDLIFE DAY
3 MARCH**

<http://wildlifeday.org/>

2017年3月3日、第5回「世界野生生物の日」のテーマ
「Listen to the young voices.」
(若者の声を聞こう)



**野生動植物の未来を守るためには、
個々の地域、事業者、個人の皆様の取り組みが重要です。**

持続可能な利用の 必要性

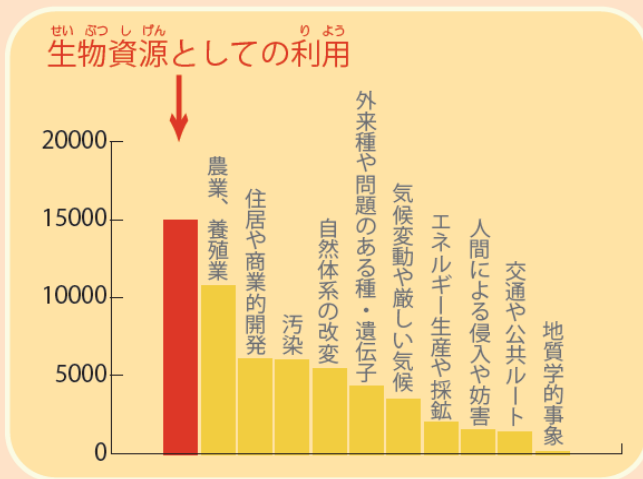


WORLD
WILDLIFE DAY
3 MARCH

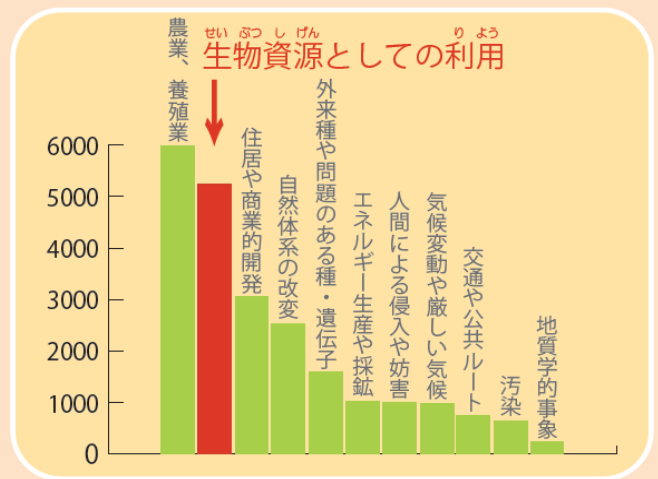
世界中に生息する野生の動植物は、様々な要因によって、絶滅の危機にさらされています。

絶滅のおそれのある野生の動植物に対する脅威（単位：種数）

(注)



動物



植物

これらの野生動植物を将来にわたって持続的に利用するためには、乱獲や過剰な利用を防止するためのルールが必要です。

(注)

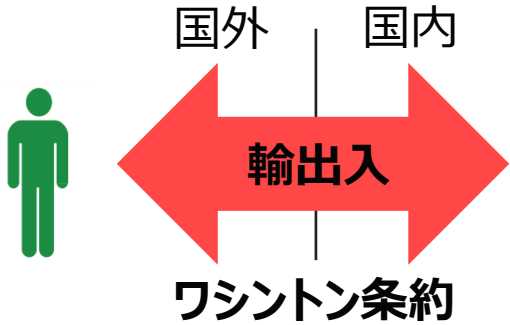
- IUCN（国際自然保護連合）の絶滅のおそれのある野生動植物を掲載しているレッドリスト（2015-4）より、評価対象となった動植物種（動物〈哺乳類、鳥類、魚類、爬虫類、両生類、節足動物類〉：50,459種、植物：20,755種）に対する脅威を分類ごとにまとめたもの。
- ひとつの種で、複数の要因がある場合は、それを重複してそれぞれ1種として数えている。
- 要因がひとつも特定されていない種もある。

出典： **TRAFFIC**
the wildlife trade monitoring network

希少な野生動植物は ルールを守って 取引しましょう!!



知っていますか？ ワシントン条約 と 種の保存法



(絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)

絶滅のおそれのある野生動植物が過度に国際取引されることがないように**輸出入を規制**しています。



(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)

絶滅のおそれのある野生動植物の**国内取引等を規制**しています。

どのようなルールがあるのでしょうか？

■ 輸出入

ワシントン条約 附属書I

(例：トラ、一部のワニ 等)

輸出入：原則禁止



附属書II・III

(例：附属書I以外のワニ目全種・一部のカメ、トカゲ等)

**輸出入：商業目的の取引可能
(事前手続きが必要)**

■ 国内取引

国際希少野生動植物種

国内取引：原則禁止

- 販売・頒布を目的とした陳列・広告も原則禁止。
- 以下の場合、規制の対象外。
 - ・学術研究又は繁殖等の目的で許可を受けたもの
 - ・あらかじめ登録を受けたもの
 - ・一部の科の繁殖させたもの 等
- 罰則：5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金等

対象種・詳しい手続きは、**経済産業省（輸出入）**・**環境省（国内取引）**のHPでご確認ください。

過剰な国際取引から 動植物を守るために



WORLD
WILDLIFE DAY
3 MARCH

ワシントン条約によって、日本への輸出入が制限されているものがあります。

制限の対象は、ワシントン条約附属書に掲載された種の標本です（生きた個体に限らず、製品も含まれます。）日本は、外国為替及び外国貿易法でワシントン条約を運用しているので、輸出入にあたり法に則った手続きが必要です。

化粧品やカバン等の身近な製品のの一部や成分に対象種が含まれている可能性があります

生きている動物

- ▶ カメ
- ▶ スローロリス
- ▶ フクロウ 等

漢方薬

- ▶ 虎骨
- ▶ 犀角
- ▶ 熊胆 等

皮革製品

- ▶ ワニ革
- ▶ ヘビ革
- ▶ トカゲ革 等

楽器

- ▶ 三味線
- ▶ ギター
- ▶ 二胡 等

化粧品

- ▶ プラセンタ
- ▶ スクワラン
- ▶ キャビア 等

象牙製品(印章・ピアノ・置物)については厳しく規制されています。
特に注意が必要です。



生きている動物を輸入したい場合どうしたらいいの？

まず附属書を確認してください。
附属書Ⅰ、附属書Ⅱの動物を輸入するときは
外国為替及び外国貿易法に基づく事前手続きが必要です



海外に行ったりお土産品で買ってきたい場合はどうしたらいいの？

外国為替及び外国貿易法の中で、個人の引越貨物や携帯品として、規制から一部除外されたものもあります。詳しくは [経済産業省ワシントン条約のホームページ](#)をご覧ください。

本資料及びワシントン条約のお問合せ先：

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室